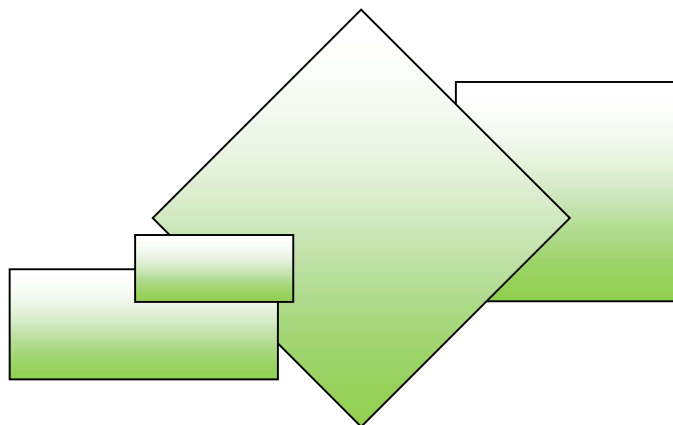


埼玉県南4市まちづくり協議会 広域行政計画

ともにそだてるわたしたちのかつりよあるまちづくり

戸田 草加 蕨 川口 県南4市広域行政



令和5年3月
埼玉県南4市まちづくり協議会

埼玉県南4市まちづくり協議会 広域行政計画

目次

序論

圏域の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

- 1 圏域の概況
- 2 各市の概況

本論

埼玉県南4市まちづくり協議会について・・・・・・・・・・・・・14

広域連携の取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

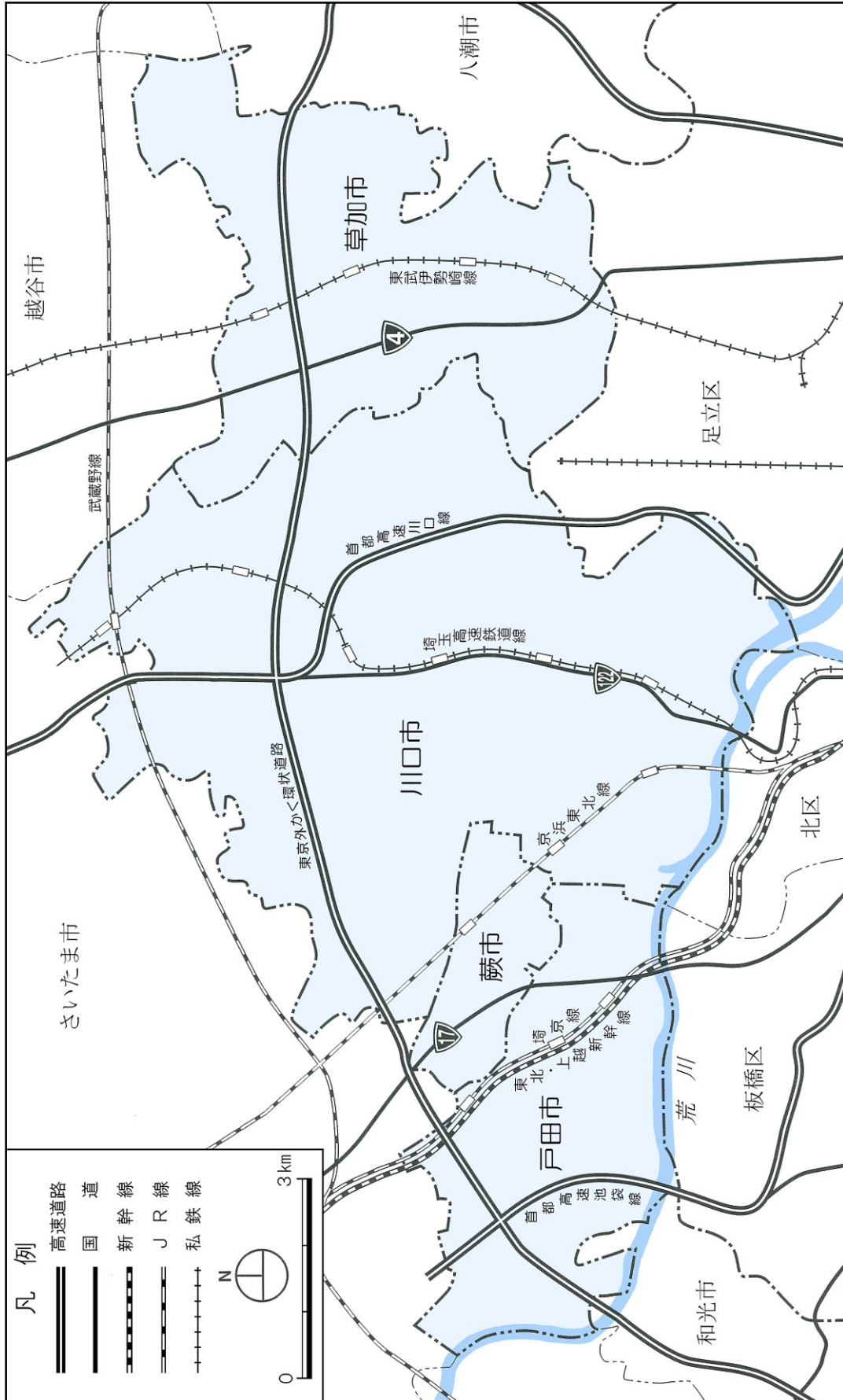
- 1 教育文化スポーツ専門部会
- 2 商工振興専門部会
- 3 都市計画専門部会
- 4 福祉・医療専門部会
- 5 防災・防犯対策専門部会
- 6 地域情報化推進連絡会議

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

- 1 埼玉県南4市まちづくり協議会規約
- 2 埼玉県南4市まちづくり協議会規程及び要綱
- 3 埼玉県南4市まちづくり協議会の歩み

序論

図表2 主要交通体系



2 各市の概況

①川口市

【特色】



川口市は国道 122 号や東北自動車道、首都高速川口線が南北に横断し、東京外かく環状道路が東西を横断しています。さらに、鉄道はほぼ三角形を形成するように J R 京浜東北線、J R 武蔵野線、埼玉高速鉄道線が通っており、経済活動や市民生活の面で利便性の高い立地環境となっています。

かつて川口駅周辺には鋳物工場が集中していました。しかし、昭和 40 年代後半の第一次オイルショックの後、工場の移転や廃業が相次ぎ、その工場跡地には、都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は川口駅前から郊外に広がり、ベッドタウン化が進みました。近年では、川口駅周辺をはじめとしてタワーマンションなども建設され、本市の人口は平成 30 年には 60 万人を突破し、現在も人口増加が続いています。

また、本市は荒川、芝川、見沼代用水路などから構成される水辺空間や、安行台地、見沼たんぼ、都市農地などの首都圏における貴重な緑地空間など、豊かな「水」と「緑」の資源を有しています。

このような「水」と「緑」は、人にうるおいとやすらぎを与える景観やレクリエーションの場としての機能を有するとともに、多様な生物が生息・生育できる自然環境の保全や防災としての機能も備えています。本市では、保全緑地の指定やイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備などによる貴重な緑の保全や整備を進めるとともに、公共施設や民有地の緑化なども推進しています。



川口駅周辺



御成坂公園

【人口】

第5次総合計画後期基本計画での人口推計によると、川口市の人口は2030年の614,438人をピークに減少に転じ、2045年には60万人を割り込むものと推計されています。すでに減少局面に入っている年少人口（0～14歳）に続き、生産年齢人口（15～64歳）も2025年をピークに減少する見込みです。また、老年人口（65歳以上）の人口については、75歳以上では増加傾向が続きますが、65～74歳では2040年をピークに減少に転じるとみられています。

成熟社会が到来し、全国的に人口が減少している中で、本市のみが人口増加を続けることは現実的とはいえません。今後は、一定程度の人口減少は許容しつつ、子育て支援の充実等による人口の年齢バランスの改善や高齢者層の健康寿命の延伸などの施策の実施を通じて、都市の持続可能性を確保できる人口規模や年齢構成を追及していくことが求められています。

【産業】

大消費地である東京に隣接していることを背景に、伝統的な鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として産業界と行政が緊密に連携しながら発展し、活気あふれる中小企業の集積が進みました。現在では、産業構造の変化や国際的な競争の激化により、企業、工場数は減少傾向にあります。伝統的な産業都市として、日本のものづくりにおいて今でも重要な役割を担っています。

また、植木を中心とする花き生産や造園といった緑化産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知名度が高く、国際園芸博覧会へ出店するなど海外への普及にも努めています。

さらに、SKIPシティでは、映像関連のベンチャー企業ハインキュベーションオフィスを提供するなど、映像関連の取り組みが行われているほか、NHKが新たにスタジオなどの放送関連施設を整備する方針を示すなど、映像関連産業を核とした次世代産業の集積地としての役割が期待されています。



鋳物工場



植木 せり市

②草加市

【特色】

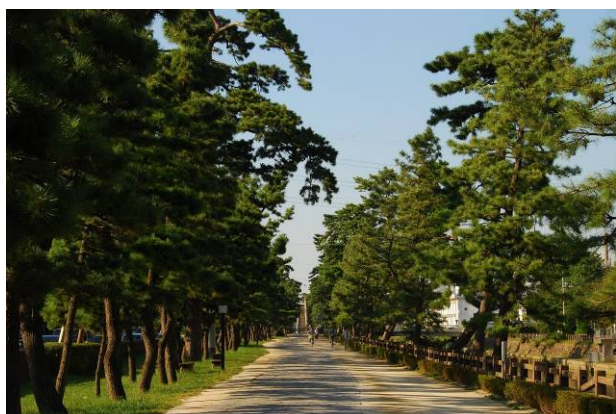


草加市は、埼玉県の東南部に位置し、市域の南部が東京都足立区に接しています。水と緑に恵まれた中川、綾瀬川下流域にひらけた東西 7.24 km、南北 7.6 km、総面積 27.46 km²の都市です。

日光街道の第二の宿場町であり、松尾芭蕉が「おくのほそ道」の旅でその足跡を残した草加宿を中心に発展しました。昭和 30 年(1955 年)、草加町と谷塚町、新田村が合併し新生草加町が成立、その後、川柳村・八条村・安行村の各一部を編入し、昭和 33 年(1958 年)に市制を施行しました。

国指定名勝に指定されている「おくのほそ道の風景地 草加松原」は、昭和 40 年代には排気ガス等の影響により一時 70 本程度にまで減少してしまいましたが、草加松並木保存会による保護・補植や、県と共同で実施した遊歩道としての整備などにより、多くの市民の憩いの場として復活し、草加のシンボルとなっています。

本市では、環境問題をはじめ、少子高齢化、高度情報化、国際化といった時代の変化をしっかりと見据えながら、「いつまでもこのまちで暮らしたい、このまちで子どもを育てたい」と思われるような「快適都市」の実現に向けて、市民と行政のパートナーシップによる「だれもが幸せなまち」をめざします。



おくのほそ道の風景地 草加松原



札場河岸公園 松尾芭蕉像

【人口】

草加市の人口はゆるやかに増加しており、本市での人口推計によると、2030 年度に総人口のピークである 253,763 人となり、その後は減少していくものと推計されています。

すでに減少局面に入っている年少人口（0～14 歳）に続き、生産年齢人口（15～64 歳）も 2027 年をピークに減少する見込みです。老年人口（65 歳以上）については、増加傾向が続き、2038 年には 70,000 人を超えるとみられています。その後、2046 年にピークの 75,720 人を迎え、減少に転じる見込みです。

年齢3区分比率によると、年少人口や生産年齢については今後減少していくものと推計されていますが、高年者比率については、2040 年までに増加するとみられており、介護予防や健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

【産業】

草加市の産業別の生産額をみると、平成 27 年（2015 年）から令和元年（2019 年）については、第 1 次産業は平成 28 年（2016 年）から減少傾向にあり、特に令和元年（2019 年）は大きく減少、第 2 次産業は平成 30 年（2018 年）に減少しているものの長期的には増加傾向、第 3 次産業は一貫して増加傾向となっています。

一方、本市の地場産業においては、草加せんべいや皮革、浴衣染めなどが有名となっています。草加市は、中川流域の沖積低地にあり、肥よくな穀倉地帯でもあることから、草加せんべいは本市を代表する米菓として全国的に知られており、皮革産業についても素材から最終作品まで幅広く生産する全国有数の産地となっています。また、伝統的地場産業である浴衣染めについても、様々なイベントを通してPRを図っています。



草加せんべい



皮革製品



草加本染め浴衣

③蕨市

【特色】



蕨市は 5.11 km²という全国一の小さな市域面積のなか、国道 17 号が市内を縦貫し、広域幹線道路の役割を果たしているほか、東京外かく環状道路が市の北に位置しています。また、1 日平均 5 万人程度の乗車人員である JR 京浜東北線蕨駅をはじめとして、JR 京浜東北線、JR 埼京線の計 5 駅が徒歩圏内で利用でき、東京駅へ約 25 分で行けるなど、交通利便性が高く、経済活動や市民生活の面で優れた立地環境となっています。

江戸時代には中山道第二の宿場町として、街道でも五指に入る賑わいを見せ、近郊農村の物資の集散地としても栄えました。江戸時代後期に綿織物の「双子縞」が開発され、昭和初期まで織物の町としても発展しました。現在、織物業は姿を消しましたが、毎年夏に開催される「機(はた)まつり」の名に当時のなごりが残されています。

戦後、東京への近接性、利便性の高い交通網といった特性により、市域では宅地開発が進み、首都圏で働く人々の住宅都市としての機能を強め、特に昭和 30 年代から 40 年代前半にかけては人口が急増しました。

その後、現在に至るまで日本一人口密度が高い市となっており、市域がコンパクトであるため、すみずみまで行政サービスが届きやすく、道路や下水道、各種公共施設など基本的な都市施設はほぼ充足しているという特徴があります。

また、市内には蕨城跡や中山道蕨宿などの歴史、三学院・和樂備神社などの寺社、河鍋暁斎美術館などの文化、機まつり、全国ではじめての成人式（成年式）などの祭事、日本一早く実がなるわらびりんごなどといった多彩な地域資源を有しています。

さらに、1960 年代後半から、コミュニティ活動への取り組みが先駆的に行われてきており、昭和 49（1974）年には「コミュニティづくり推進条例」を、昭和 63（1988）年には「まちづくり条例」を、平成 25（2013）年には「蕨市市民参画と協働を推進する条例」を制定するなど市民と行政が一体となったまちづくりを長年展開してきました。こうして培われた「市民参画・協働」のまちづくりを現在も積極的に推進し、住みやすさ日本一のコンパクトシティを目指しています。



機まつり



成年式発祥の地記念像

【人口】

蕨市の将来人口は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成 30 年）によると、ほぼ横ばいで推移し、2040 年には 71,854 人と推計されています。年齢3区分別に将来推計人口をみると、年少人口（0～14 歳）の割合は緩やかに減少し、老年人口（65 歳以上）の割合は増加すると推計されており、少子高齢化が進行すると考えられます。

実際、この5年間で総人口は増加（平成 29 年 4 月 1 日現在 73,800 人→令和 4 年 4 月 1 日現在 75,313 人）し、年少人口については減少（平成 29 年 4 月 1 日現在 8,057 人→令和 4 年 4 月 1 日現在 7,941 人）、老年人口は増加（平成 29 年 4 月 1 日現在 17,102 人→令和 4 年 4 月 1 日現在 17,454 人）しており、子育て世代への支援や健康寿命の延伸等に向けた取り組みが、ますます重要となってきます。

また、外国人人口は年々増加しており、多文化共生のまちを目指して、一人ひとりの多様性を尊重し、心でつなぐ笑顔あふれるまちづくりを進めています。

【産業】

蕨市の産業別就業人口比率を見ると、農業などの第一次産業の割合は極めて低く、また、製造業や建設業などの第二次産業の割合も圏域内の他市に比べて低くなっています。一方、小売業や飲食業、サービス業などの第三次産業の割合が高く、地場産業が少ない本市では、商業・サービス業が産業の柱であるといえます。

また、現在はわらびりんご、双子織等の地域資源を生かした産業振興にも取り組み、蕨ブランドとして市内外にPRしています。さらに、蕨の玄関口にふさわしい魅力ある空間づくりとにぎわいの創出、市民の利便性向上を図るため、蕨駅西口再開発を推進しています。



わらびりんご



双子織

④戸田市



【特色】

戸田市は、東京近郊の工業都市として、また、JR埼京線開通以降は都市部において自然豊かな住宅都市として発展してきました。この背景には、先人たちがこのまちの魅力を高めながら、便利な生活を送ることができる都市へと発展させてきた歴史があります。その結果、本市は全国的に人口減少・少子高齢化が進んでいる状況の中でも、高い水準の人口増加率を維持し、かつ、市民の平均年齢が若く高齢化率が低いという、全国有数の若く、伸びゆく都市となりました。

現在の本市は、近隣市と比較して就業の場としての拠点性を有しているものの、交通利便性の高さを背景とした若年層の転入が多いベッドタウンという特性があり、常にフレッシュな活力が生み出されています。

また、本市は、協働によるまちづくりを推進しており、これまでの取り組みをさらに進め、「みんな」がまちづくりを「我が事」として捉え、主体的・積極的に参画し、未来を見据えて、戸田市の新たな価値や魅力を「共」に「創」り出していくことを目指します。

さらに、便利で快適だけでなく、感染症に対する防止体制を確立するとともに、自然災害などに強い都市環境を目指し、子どもから高齢者まで、誰もがその人らしく安心して住み続けられる環境づくりを進めていきます。

加えて、本市には、1964年東京オリンピックのボート競技会場「戸田ボートコース」や年間約100万人の来場者がある荒川の自然を生かした広大な公園「彩湖・道満グリーンパーク」があり、水や緑を身近に感じることができる環境となっており、首都に隣接しながら、豊かな水と緑の空間に恵まれた都市となっています。



戸田ボートコース



彩湖・道満グリーンパーク

【人口】

住民基本台帳から戸田市の総人口をみると、2019年には140,328人となっています。戸田市第4次総合振興計画開始年次である2011年には124,916人であったものが、15,412人増加したことになり、全国有数の人口増加地域となっています。

年齢3区分別人口では、年少（0～14歳）人口は、2016年をピークに実数が減少しています。また、生産年齢（15～64歳）人口・老年（65歳以上）人口は、実数が増加しています。さらに、平成28年（2016年）からは年少（0～14歳）人口を老年（65歳以上）人口が上回っており、次第に高齢化しつつあります。2019年時点の高齢化率は16.4%となっています。

本市の総人口は、戸田市第5次総合振興計画の計画期間を通じて増加し、計画の最終年度である令和12年度（2030年度）には、150,000人に達すると見込まれます。

年少（0～14歳）人口が横ばい傾向に転じる一方で、老年（65歳以上）人口は増加を続け、高齢化が進行するものと予測されます。

【産業】

戸田市は、埼玉県の南東部に位置し、都心までの距離は15kmから20km程度、東は川口市、北はさいたま市・蕨市、荒川を挟んで西は朝霞市・和光市、同じく荒川を挟んで南は東京都板橋区・北区に接しています。また、市域は東西が約7km、南北が約4km、面積約18km²と全国1,741市区町村中1,587位の面積で比較的コンパクトなまちとなっており、交通環境では、首都高速5号池袋線、東京外かく環状道路等を有しており、高速道路網を利用した広域移動にも適しています。このような環境から市内には印刷関連産業や食品産業を中心とした製造業や倉庫や配送センターなど物流加工業を中心として、多くの産業が集積しています。

いずれも、東京に近接して交通網が発達していることから、消費者や取引業者との距離的・時間的な近さを最大限に生かし、市周辺エリアの多種多様な企業が連携し合うことで、活発に事業活動を行っています。



戸田ふるさと祭り



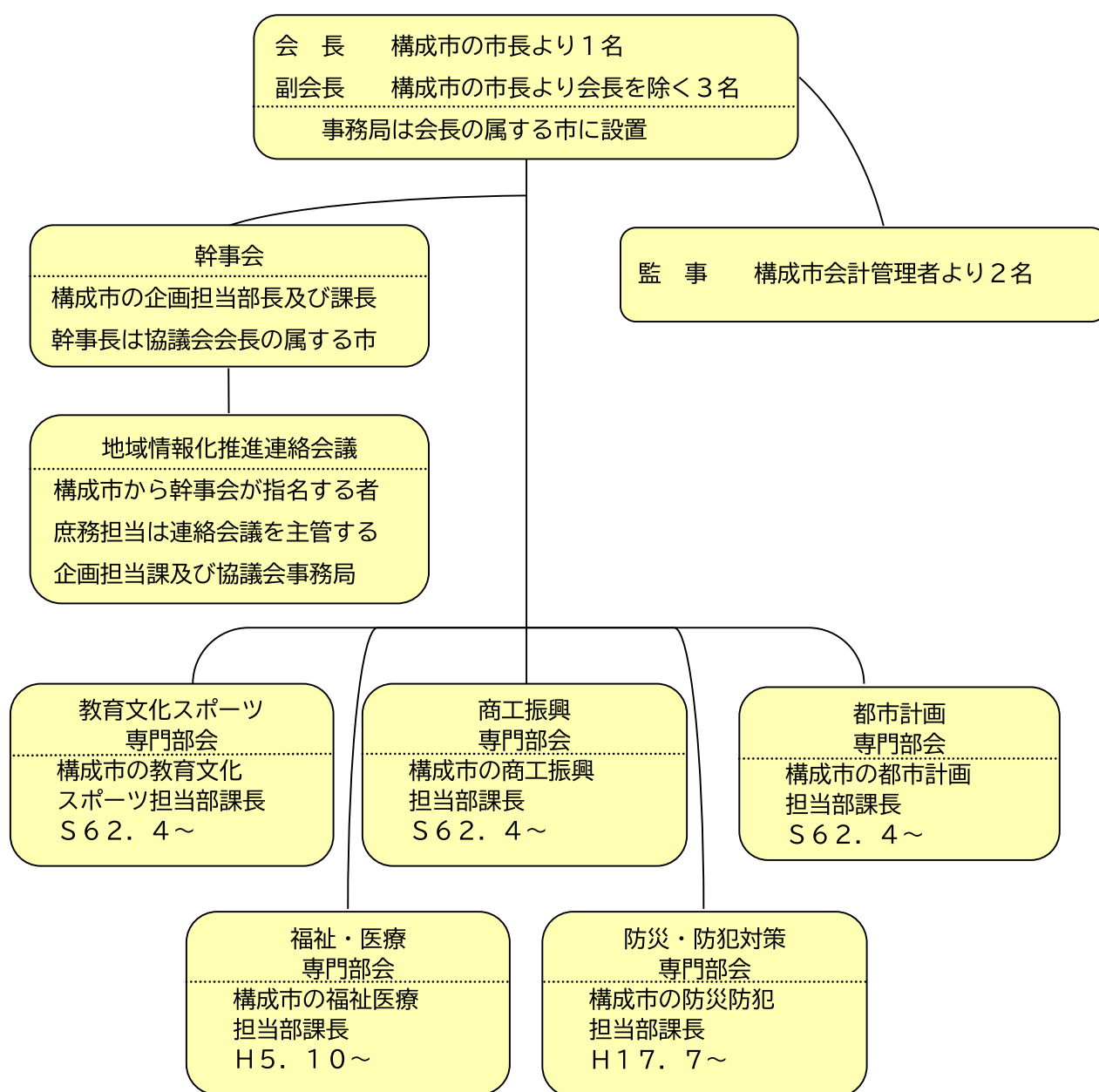
戸田橋花火大会

本論

埼玉県南4市まちづくり協議会について

埼玉県南4市に共通する広域的な行政課題について協議し、魅力ある未来都市の建設をめざすことを目的として埼玉県南4市まちづくり協議会を組織し、広域連携のための取り組みを進めており、運営体制は下記のとおりです。

次ページ以降に各専門部会が実施する具体的な取組内容を示し、これをもって本協議会の広域行政計画と位置付けます。また、本計画は柔軟な取り組みを進めるため、社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行う計画となっています。



広域連携の取組内容

1 教育文化スポーツ専門部会



本圏域では人口の増加傾向が続いていますが、近い将来、人口減少に転ずるとみられ、また、少子高齢化の進行が予想されています。

そのため、生活習慣病による医療費や介護に係る費用など社会保障費の増大が見込まれ、市民の健康づくりの重要性が高まっています。また、近年児童生徒の体力低下や運動時間の減少傾向が見られ、健全な成長への影響が心配されています。

そのような中、自治体には誰もがスポーツに取り組むことができる環境を整えることが求められていますが、本圏域においては人口密度も高く、敷地確保や財源確保の観点から新施設整備が困難であることや、高齢化によりスポーツを支える人材・団体の担い手が不足する懸念があることなど様々な課題があります。

このような課題に対し、現状や問題点を本専門部会において情報共有、意見交換をし、各市の市民サービス向上に繋げていくことが求められています。

施策の方向性

(1) 専門部会の開催

教育文化スポーツの諸問題について、構成各市における現状の情報交換、課題解決に向けた調査検討を行う専門部会を開催し、各市の教育文化スポーツ行政の向上に繋がります。

(2) 視察研修の実施

先進するスポーツ施設等への視察研修を実施し、先進的情報の取得と共有を図ることで、今後のスポーツ振興に役立てます。

(3) 少年野球教室

つばめスポーツ振興協会の協力を得て少年野球教室を開催し、トップアスリートから直接技術指導を受けることにより、子ども達の大きな夢の実現につなげます。

2 商工振興専門部会



本圏域では、域内経済循環率が低く資本が圏外に流出することが近年課題となっています。

上記を踏まえ、本圏域が独自の魅力をもった都市圏として発展するためには、製造業をはじめ多くの企業集積を活かしながら、これからの時代にふさわしい産業面での機能を発揮していくこと、及び事業者と消費者の経済意識を変えていくことが重要です。

このような背景から、企業間の交流促進等の推進及び事業者と消費者の意識改革を進めていくとともに、多岐に渡る課題を解決していくために、各市で現状や課題の情報共有を図り、連携を強化していくことが求められています。

施策の方向性

(1) 専門部会の開催

部会、地域振興PRイベント、視察研修に関する打合せを開催し、県南4市の行政情報及び課題の共有をすることで、各市の産業活性化を図ります。

(2) 地域振興PRイベント

各市で行われる地域振興イベントに県南4市として出展し、地元企業の紹介や特産品のPR等を行うことで、本圏域内の魅力を発信します。

(3) 視察研修の実施

他自治体の特色ある商工振興事例等についての先進地視察研修を実施し、先進的情報の取得と共有を図ることにより、新たな取組の推進につなげます。

3 都市計画専門部会



県南4市を含む県南ゾーンは県内の総人口の半数以上が居住し、都内への交通利便性も高いことなどから人口は依然として若年層を中心に増加傾向となっています。しかしながら、近い将来、人口減少に転じると見込まれ、いずれは県内の高齢者・後期高齢者の半数以上が県南ゾーンに居住することが予想されています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動に大きな影響を及ぼし、人々の意識や価値観にも変化・多様化が生じています。さらに、身近なインターネット環境も含め、近年のデジタル化の急速な進展は、新たな生活スタイルの普及や意識・価値観の変化を加速させています。

このため、新型コロナ危機により、都市における「働き方」や「暮らし方」に内在していた無理・ひずみが顕在化・先鋭化し、都市政策による対応が求められ、都市は人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要となっています。

こうした背景から、市民一人ひとりの多様なニーズに応えるべく、今後の都市政策においては、意識や価値観の変化・多様化に対応し、都市生活や都市活動をより便利・快適にするとともに、多様な選択肢を提供することで新たな都市を創造していくため、人間中心・市民目線のまちづくりを更に深化させ、市民一人ひとりのニーズに的確に応えて、これを迅速に実現していく機動的なまちづくりが求められています。

施策の方向性

(1) 専門部会の開催

都市計画・市民目線のまちづくりについて、構成各市における現状の情報交換、課題解決に向けた調査検討を行う専門部会を開催し、各市の都市計画、まちづくり行政の向上に繋がります。

(2) 研修会等の実施

都市計画やまちづくり分野で各市が直面する課題や、その時々の特ピックとなるテーマについて、専門家を招き研修会を実施するほか、先進自治体への視察を実施することにより、地域資源の利活用や事業効果を確認し情報共有を図ることで、計画立案や事業の促進に役立てます。

4 福祉・医療専門部会



少子高齢化、核家族化や共働き家庭の増加など家族形態の変容により、これまで家族が担う部分が大きかった高齢者や障害者の支援、子育ての支援に社会全体で取り組むことは、近年ますます重要となってきています。また、食生活やライフスタイル、都市環境の変化や高齢化などにより、生活習慣病やがん、アレルギーなどの疾病が増加するなか、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすためには、健康の自己管理や適切な医療サービスへのアクセスが重要であり、あわせて住み慣れたまちで安心して暮らしていくためには、医療や介護、生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築による地域で支え合うまちづくりの必要性が高まっています。

こうした背景から、自治体が担う福祉・医療サービスへの市民のニーズは今後も増大していくことが見込まれ、これに対応していくための市域を超えた情報共有、連携が一層求められています。

施策の方向性

(1) 専門部会の開催

福祉・医療分野に係る諸問題について、構成各市の現状の情報交換や課題解決に向けた検討を行う専門部会を開催し、各市の福祉・医療行政の向上につなげます。

(2) 研修の実施

福祉・医療分野で各市の直面する課題や、その時々の特ピックとなるテーマについて、専門家を招き研修会を実施するほか、自治体総合フェアをはじめとする展示会等への参加や、先進自治体への視察を実施することにより、先進的情報の取得と共有を図ります。

(3) 関係機関等との連携強化

福祉・医療分野に係る地域の課題を把握し、地域の実情等を踏まえながら、地域特性に応じた活動を実施している社会福祉協議会などの関係機関との更なる連携促進を図り、協働して課題解決に向けた取組を進めます。

5 防災・防犯対策専門部会



大規模な地震、台風、局地的大雨などの自然災害が日本全国で増加しており、災害に対応できる安全な圏域づくりに向けて、防災意識向上等の防災対策が急務となっています。

また、近年の犯罪情勢についても、全国的に犯罪発生件数が減少傾向の中で、高年者を狙った特殊詐欺や子どもたちが被害者となる事件等が増加傾向にあります。

なお、首都圏に近い圏域内では、災害時の帰宅困難者対策など、共通で取り組むべき課題も多く存在します。

については、激甚化する自然災害や多様化する犯罪に対して迅速に対応し、圏域内の共通の問題を解決するために、現状や課題の情報共有を図り、連携を強化していくことが求められています。

施策の方向性

(1) 専門部会の開催

各市の防災・防犯対策の担当者間で、共通課題について意見交換を行うことにより、各市における防災・防犯対策を推進するとともに、圏域全体で共通の課題に取り組むことで、効率的な課題解決を図ります。

(2) 先進自治体視察の実施

先進自治体への視察を実施し、先進的情報の取得と共有を図ることで、新たな取組などについて、各市の防災・防犯対策を推進します。

6 地域情報化推進連絡会議



少子高齢化、労働力不足等の日本が抱える問題への対応として、自治体において業務の効率化を進めることは急務であり、これには、デジタル技術の活用が重要な取組として位置づけられています。しかしながら、各自治体において、デジタル技術に精通した職員は少なく、どのように、対応していくかは大きな課題となっています。

また、地域においては、地域の交流や近所づきあいが薄れ、災害時などの地域の支え合いに不安が生じる一方で、ホームページやSNSなどが充実し、災害時などに多くの情報が得られるようになりつつあります。今後は、ホームページやSNSからの情報をきっかけに、圏域住民の交流活性化を図るような取組を進めることで、情報発信と地域の支え合いの両方を充実させていく必要があります。

施策の方向性

(1) インターネットによる広域情報提供事業

県南4市まちづくり協議会のホームページで情報を発信することで、地域としての一体感を周知するとともに、各市の住民の方に向けて防災情報マップなどを含めた近隣市の情報を届けることで、市民生活の充実を図ります。

(2) 一般財団法人 全国地域情報化推進協会への参加

全国地域情報化推進協会総会等へ必要に応じて参加し、情報を4市で共有するとともに、さらに各市の状況等の情報交換を合わせることで、より有効な情報とします。

(3) 地域情報化推進連絡会議の開催

マイナンバーや自治体DXへの取組、AI等の最新技術の活用などについては、各自治体の情報部門にとって大きな課題となっており、地域情報化推進連絡会議を開催することで、各市で情報共有を図り、充実した情報施策を推進します。

資料

1 埼玉県南4市まちづくり協議会規約

(目的及び設置)

第1条 埼玉県南4市に共通する広域的な行政課題について協議し、魅力ある未来都市の建設をめざすことを目的として、埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、川口市、草加市、蕨市、戸田市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

(事 業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広域行政計画の策定と推進
- (2) 広域行政に関する情報の交換及び協議
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、構成市の市長の互選によりこれを定める。
 - 3 副会長は、会長の属する構成市以外の市長をもってこれに充てる。
 - 4 監事は、構成市の会計管理者のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、1年とする。
2 役員が任期中に交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、構成市の市議会議長のうちから、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(相談役)

第8条 協議会に、相談役を置くことができる。
2 相談役は、広域行政に関し知識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
2 定期総会は年1回招集し、臨時総会は会長が必要と認めるときに招集する。

- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会長は、緊急を要するため協議会の会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面により副会長から意見を聴取することをもって協議会の会議に代えることができる。

(代理出席)

第10条 役員は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の付議事項)

- 第11条 総会の付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 規約の制定及び改廃並びに役員に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他協議会の重要事項に関すること。

(幹事会)

- 第12条 構成市の企画担当部長及び課長で組織する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 協議会の会議に付議すべき事項の調整に関すること。
 - (2) 協議会の事務の処理に関すること。
 - (3) 会長が特に命ずる事項に関すること。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、会長が属する構成市の企画担当部長をもってこれに充てる。
 - 4 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
 - 5 幹事会は、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(専門部会)

- 第13条 協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会に事務局を置き、会長の属する構成市が担任する。

(経費)

第15条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、特別負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和58年11月5日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

- この規約は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則
この規約は、平成4年6月5日から施行する。
- 附 則
この規約は、平成19年4月24日から施行する。
- 附 則
この規約は、平成23年10月11日から施行する。
- 附 則
この規約は、令和元年6月28日から施行する。

2 埼玉県南4市まちづくり協議会規程 及び要綱

① 埼玉県南4市まちづくり協議会幹事会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉県南4市まちづくり協議会規約第12条の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を置く。
2 幹事会は、構成市の企画担当部長及び課長の職にある者をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 幹事会において所掌する事務は次のとおりとする。
(1) 協議会の会議に付議すべき事項の調整に関すること。
(2) 協議会の事務の処理に関すること。
(3) 会長が特に命ずる事項についての調査審議に関すること。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置き、会長市の幹事をもってこれに充てる。
2 幹事長は、幹事会を代表し、会議を統括する。

(招 集)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長がこれを招集する。

(代理出席)

第6条 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会 議)

第7条 幹事長は、会議の議長となる。
2 幹事長は、必要があると認める場合には関係職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則
この規程は、平成4年6月5日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年10月11日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年6月28日から施行する。

② 埼玉県南4市まちづくり協議会専門部会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、埼玉県南4市まちづくり協議会規約第13条の規定に基づき、専門部会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、次条の所掌事務に関連する構成市の主管部課長及び部会長の所属する構成市の企画担当部課長をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 部会は、協議会の決定に基づき、広域行政に係る特定の事項について調査研究等を行う。

(部会長及び副部会長)

第4条 各部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により決定する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会議を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、会議を統括する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は、2年とする。

(招 集)

第5条 部会は、必要に応じて部会長がこれを招集する。

(代理出席)

第6条 部会員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会 議)

第7条 部会長は、会議の議長となる。

- 2 部会は、必要があると認める場合には関係職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 各部会の庶務は、部会長の所属する構成市において処理する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

③ 埼玉県南4市まちづくり協議会 地域情報化推進連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、埼玉県南4市まちづくり協議会地域情報化推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の地域情報化基本計画策定と実施を円滑に行うこと、及び協議会を構成している市（以下「構成市」という。）の区域（以下「圏域」という。）住民の生活の向上及び圏域の振興等に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 埼玉県南4市地域情報化推進計画の実施に関すること。
- (2) 協議会の構成市における事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 圏域住民の生活の向上及び圏域の振興等に関する情報の収集、調査研究に関すること。
- (4) 圏域住民の生活の向上及び圏域の振興等に関する事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務に関すること。

(組織)

第4条 連絡会議は、協議会の幹事会が指名する委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会議は、委員の互選により会長及び副会長を選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議に必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、構成市のうち、連絡会議を主管する企画担当課及び協議会事務局に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

④ 埼玉県南4市まちづくり協議会 広域連携事業基金要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県南4市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の広域連携に係る臨時的な事業の財源に充てるため、協議会広域連携事業等基金を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管 理)

第3条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(処 分)

第5条 基金は、協議会の総意により、その全部または一部を処分することができる。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

3 埼玉県南4市まちづくり協議会の歩み

| | | |
|-------|-----|--|
| 昭和58年 | 11月 | 埼玉県南5市まちづくり協議会設立 |
| 昭和59年 | 7月 | 基本構想策定委員会発足 |
| 昭和60年 | 3月 | 埼玉県南5市基本構想策定 |
| 昭和61年 | 3月 | 埼玉県南5市基本計画策定 |
| | 5月 | 21世紀フォーラム後援(埼玉総合研究機構主催) |
| 昭和62年 | 2月 | 埼玉県南5市サミット開催(蕨市) |
| | 4月 | 専門部会発足 ・教育文化スポーツ専門部会・交通対策専門部会・商工振興専門部会 ・災害対策専門部会・都市計画専門部会 |
| | 7月 | 第1回県南5市サンバパレード(川口たたら祭り・草加市民まつり) |
| | 9月 | 第1回県南5市スポーツ交歓大会開催(川口市) |
| | 10月 | 全国都市緑化フェア参加(開催地：大宮市) |
| 昭和63年 | 4月 | 県南5市図書館相互利用制度開始 |
| | 11月 | 第1回少年野球教室開催(戸田市ヤクルト球場) |
| 平成 元年 | 8月 | 第1回県南5市共同物産展開催(川口たたら祭り) |
| 平成 2年 | 3月 | 埼玉県南5市新基本計画策定 |
| 平成 3年 | 3月 | 県南5市展示パネル作成 |
| 平成 4年 | 3月 | 県南5市PRビデオ作成 県南5市都市計画図作成 |
| | 9月 | 避難場所相互利用協定の締結 |
| 平成 5年 | 3月 | 避難場所位置図作成 |
| | 9月 | 県南5市PRパンフレット作成 |
| | 10月 | 協議会設立10周年記念スポーツ講演会開催(川口市) 福祉・医療専門部会を新設 都市計画、交通対策専門部会を統廃合、都市計画専門部会とする |
| | 11月 | 協議会設立10周年記念「環境サミット」開催(川口市) |
| 平成 6年 | 2月 | 産業支援フォーラム後援(埼玉県、川口市主催) 協議会設立10周年記念誌作成 |
| 平成 7年 | 10月 | 防災シンポジウム開催(草加市)情報化基本計画基礎調査実施 防災啓発リーフレット作成 |
| 平成 8年 | 9月 | 情報化推進連絡会議の設置 |
| | 10月 | 情報化計画懇談会の設置 |
| | 11月 | 拠点都市研究部会の設置 |
| 平成 9年 | 9月 | 県南5市テレトピア計画の策定テレトピア構想モデル地域指定 |
| 平成10年 | 1月 | 県南5市都市計画図作成 |
| | 3月 | 県南5市ホームページ開設 |
| | 11月 | 協議会設立15周年「情報化サミット」開催(戸田市) |
| 平成12年 | 3月 | 協議会PRパンフレット作成 |
| | 5月 | 拠点都市研究部会を改称し、合併問題研究部会として発足 基本構想・基本計画策定委員会設置 |
| | 11月 | 広域行政情報ネットワークシステム稼働(動画システム) |
| 平成13年 | 3月 | 基本構想・基本計画策定基礎調査報告書作成 |
| | 7月 | 合併問題研究報告書作成 合併問題研究部会を発展的に解消 |
| 平成14年 | 3月 | 埼玉県南5市まちづくり構想・ニューコロナプラン策定 |
| 平成17年 | 7月 | 災害対策専門部会を廃止し、防災・防犯対策専門部会を新設する |
| 平成19年 | 4月 | 新ホームページ及び防災情報マップを立ち上げる |
| 平成23年 | 10月 | 川口市と鳩ヶ谷市が合併し、「川口市」となる。これに伴い、協議会名称を「埼玉県南4市まちづくり協議会」とする。 |
| 平成24年 | 3月 | 埼玉県南4市まちづくり構想・ニューコロナプラン改訂 |
| 平成29年 | 8月 | 県南4市ホームページをリニューアル |
| 令和 5年 | 3月 | 埼玉県南4市まちづくり協議会広域行政計画を作成 |

ともにそだてるわたしたちのかつりよくあるまちづくり

戸田 草加 蕨 川口 県南4市広域行政

埼玉県南4市まちづくり協議会 広域行政計画

発行日 令和5年3月

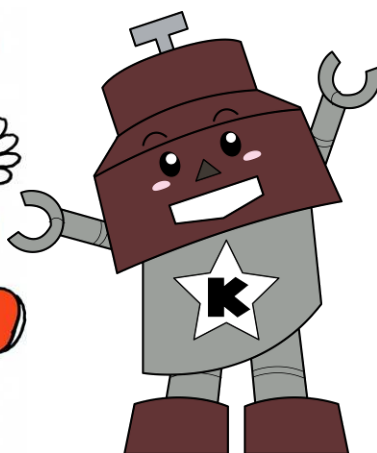
企画・発行 埼玉県南4市まちづくり協議会
事務局 川口市企画財政部企画経営課内
川口市青木2-1-1
048-258-1110 (代表)



戸田市
トコちゃん



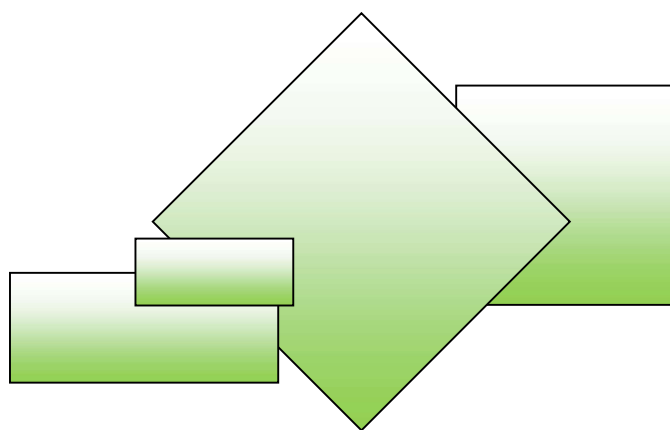
蕨市
ワラビー



川口市
きゅぼらん



草加市
パリポリくん



埼玉県南4市まちづくり協議会